

地域見守り運動実施要綱

(財)岐阜県老人クラブ連合会

総 則

(目的)

- 1 高齢者の孤立予防活動と社会貢献活動の積極的な推進を図り、住み慣れた地域で高齢者が安全で安心して暮らしていけるようにするため、(財)岐阜県老人クラブ連合会は、地域見守り運動実施要綱(以下「要綱」という。)を制定する。

(実施体制)

- 2 地域見守り運動の実施に際しては、市町村老人クラブ連合会と連絡協調し、また、単
位老人クラブの自主性を尊重するものとする。

(定義)

- 3 この要綱で地域見守り運動とは、次の運動をいう。
 - (1) 高齢者の孤立予防
 - (2) 幼児・園児及び児童の見守り(以下「児童の見守り」という。)
 - (3) 地域生活環境の改善・整備
 - (4) その他上記各号に関連する事項

高齢者の孤立予防

(運動の推進)

- 4 市町村老人クラブ連合会は、高齢者単独世帯及び高齢夫婦世帯の増加を充分認識し、
高齢者の安全・安心な生活に資する孤立予防運動の推進を、単位老人クラブに働きかけ
るものとする。

(高齢者の把握)

- 5 単位老人クラブは、その活動地域内に居住する高齢者の状況を自治会、民生委員、社
会福祉協議会などと連携し把握に努めるものとする。

(高齢者世帯)

- 6 単位老人クラブは、特に、高齢者の単独世帯及び高齢夫婦世帯における高齢者の孤立
予防に努め、高齢者の健康と生きがいづくり及び安全確保に努めるものとする。

(活動内容)

7 高齢者の孤立予防運動は、老人クラブ活動の中に明確に位置づけをし、次の例により行う。

- (1) 老人クラブ参加の呼びかけ
- (2) 機関誌・会報の配布、又は交付による安全確認
- (3) 軽スポーツ・同好会活動、旅行などへの参加、出席の呼びかけ
- (4) 清掃、美化活動など地域コミュニティ活動への参加呼びかけ
- (5) 友愛訪問の実施
- (6) 一声運動
- (7) その地見守り運動

(友愛訪問)

8 単位老人クラブは、一人暮らしの高齢者や寝たきり老人などの家庭を訪問し、対話や家事援助などの友愛訪問を実施するため、次の体制を確保するものとする。

- (1) 友愛リーダーの選任
- (2) 友愛活動員の養成
- (3) 担当部会の編成
- (4) 活動報告の集約と担当部会の学習

(状況の把握等)

9 各市町村老人クラブ連合会は、必要に応じ、単位老人クラブ活動の高齢者孤立予防活動の状況を把握するとともに、高齢者の孤立の実態について関係行政機関等に通知するものとする。

児童の見守り

(運動の推進)

10 各市町村老人クラブ連合会は、地域の幼児・園児及び児童の安全・安心な生活を維持するため、児童見守り運動の推進を、単位老人クラブに働きかけるものとする。

(連携)

11 単位老人クラブは、児童見守り運動を推進するに際し、自治会、教育機関、青少年・教育関係団体、PTAなどと連携するものとする。

(活動内容)

12 児童の見守り運動は、老人クラブ活動の中に明確に位置づけをし、次の例により行う。

- (1) 地域の幼児・園児及び児童への声かけ
- (2) 危険な場所及び危険な行為への注意
- (3) 登下校時の見守り

(登下校時の見守り)

13 登下校時の見守りについては、事前に、当該学校と見守り活動の内容を調整し、見守り活動参加者の氏名を連絡するものとする。また、次の事項に留意するものとする。

(1) グループで行うこと

(2) 老人クラブなど所属を明記したタスキなどをかけること

(3) 見守り活動の結果を記録すること

(連絡協調)

14 各市町村老人クラブ連合会は、地域見守り運動の効果的な推進について、教育機関、青少年・教育団体、学校、警察等と連絡協調体制を密にするものとする。

地域生活環境の改善・整備

(危害防止等)

15 単位老人クラブの役員及び会員は、地域の道路、河川、公共施設等の現況の危険箇所を発見した場合、行政機関に連絡し危害の発生の予防に努めるとともに、これら施設を利用するに際して気づいた改善事項を、行政機関に提言するものとする。

(地域づくり)

16 単位老人クラブは、地域の生活環境を維持、改善するための方策を自治会、行政機関に提案、提言し、これら団体と連携した具体的なグループ活動の推進に努めるものとする

(あいさつ運動)

17 老人クラブは、地域コミュニティー活動を高めるため、あいさつ運動を積極的に展開するものとする。

そ の 他

(女性会員の活用)

17 市町村老人クラブ連合会及び単位老人クラブは、地域見守り運動を推進する際には、女性部、女性会員の参加、活用を促進し、きめ細かな展開を図るよう努めるものとする。

(弱者保護)

18 地域見守り運動の際、迷っている高齢者、幼児等を見かけた場合は、行政機関、警察などに連絡し、その身体の安全の確保に努めるものとする。

(拳動不審者)

- 19 単位老人クラブの役員及び会員は、拳動不審者を発見した場合は、速やかに、警察に連絡するものとする。

この要綱は、平成 2 1 年 3 月 2 6 日から実施する。

地域見守り運動実施要項 (平成 1 5 年 8 月 1 9 日制定) は廃止する。